

**第4問**

交通事故防止基準に記載されている「緊急執行時における事項」のうち「速度の基準」に関する記述について、次の(①)～(⑩)にあてはまる適切な語句を解答欄に記入してください。(10点)

走行中の速度は、前各号に定めがある場合を除き、次の基準によること。ただし、( ① )の事情に適した( ② )を行い、危険を発見したときは直ちに停止することが可能な運転に努めること。

場 所 別	最 高 速 度
( ③ ) 交差点 青信号の場合 交差点 ( ④ )場合 交差点 優先道路通行の場合	( ⑤ )
交差点 黄信号の場合(既進入の場合を除く) ( ⑥ )のある道路 ( ⑦ )付近 ( ⑧ )付近 ( ⑨ )	( ⑩ )

みなみ：交通事故防止基準解説に記載されている「緊急執行時における事項」のうち「赤信号交差点の進入と通過」には『徐行』と『最徐行』に関する記述があるから、あわせて確認しておくこと。

ただし、一時停止や徐行・最徐行は、あくまで安全確認の“手段”であって“目的”ではないわよ！

①	道路交通	④	見おしのよい	⑦	道路のまがり角	⑩	毎時8キロメートル
②	速度調節	⑤	標識・標示の最高速度	⑧	上り坂の頂上		
③	交差点以外の道路	⑥	徐行標識	⑨	急勾配の下り坂		

【解答欄】各1点(②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩)

**第5問**

交通事故防止基準に記載されている「緊急執行時における事項」のうち「車両諸元の把握」について記述してください。(10点)

みなみ：車両諸元を把握していなかったらどんな時に困るのかを想像してみると、ヒントになるわね。

【解答例】乗組員は、車両諸元を平素より把握し、狭道道路や高さ、重量等の制限のあるところは、自己車両の諸元と比較し、安全を確認して通過する。

**第6問**

自動車事故の処理基準解説に記載されている「事故直後の措置」のうち「交通事故の処理手順」に関する記述について、「消防局長及び所属長へ現場即報する。」事項として、8項目(「その他」を除く。)が記載されています。その8項目のうち5項目を列記してください。(10点)

みなみ：自動車事故の処理基準解説「1 事故直後の措置」に関しては、「交通事故の処理手順：①～⑦」と「⑦消防局長及び所属長への現場即報事項：8項目」とを覚えておけば、まさかのときにも安心ね。

①	事故発生日時及び場所
②	消防車等の用途、一連番号、登録番号、車長及び機関員の職氏名
③	相手車事故車両等の登録番号、車名、車種
④	所有者及び運転者の職、氏名、又は物件及びその所有者等の氏名
⑤	死傷者の有無とその程度
⑥	双方事故車両等又は損壊した物件の損壊程度
⑦	事故発生概況
⑧	発生直後に講じた措置

【解答例】



交通事故が起こると、助けを求めている人のもとへ向かうことすら出来なくなる訳だから、昇任試験を受験するしないにかかわらず、「交通事故防止」は消防人として必須項目よ♥